

石川県立看護大学及び石川県立大学における 公的研究費の不正使用等に係る調査に関する規程

平成27年4月1日

石川県公立大学法人規程法第62号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県立看護大学及び石川県立大学における公的研究費の適正な運営及び管理に関する基本方針（平成27年法人規程法第59号。以下「基本方針」という。）に基づき、石川県立看護大学及び石川県立大学（以下「両大学」という。）における公的研究費の不正使用等に関する調査の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 国又は独立行政法人から両大学に配分される競争的資金を中心とした、公募型の研究資金をいう。
- (2) 不正使用等 次に掲げるものをいう。
 - ア 研究費を本来の用途以外の用途に使用すること。
 - イ 虚偽の請求に基づき研究費を支出することその他法令等に違反して研究費を支出すること。
 - ウ その他不正な手段により研究費を受給すること。
- (3) 最高管理責任者 基本方針第3条に規定する最高管理責任者をいう。
- (4) 統括管理責任者 基本方針第4条に規定する統括管理責任者をいう。
- (5) 研究費不正使用防止推進責任者 基本方針第5条に規定する研究費不正使用防止推進責任者をいう。

(不正使用等に係る告発窓口)

第3条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等に係る告発を受け付ける窓口を、両大学事務局総務課に置き、これを公表するものとする。

2 前項の窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の不正使用等に係る告発の受付
- (2) 前号により受け付けた公的研究費の不正使用等事案の第5条に規定する不正防止対策室への報告

(不正使用等に係る告発)

第4条 公的研究費の不正使用等が存在すると思料する者（以下「告発者」という。）は、両大学に設置される窓口不正使用等に係る告発を行うことができる。

2 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正使用等の疑いが指摘された場合（公的研究費の不正使用等を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、不正使用等の態様その他の事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、前項の告発があったものとみなすことができる。

3 前各項に定めるもののほか、不正使用等に係る告発の手続きは、別に定める。

(不正防止対策室)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等事案に対処するため、不正防止対策室を学内に設置する。

2 不正防止対策室に室長（以下「不正防止対策室長」という。）を置き、統括管理責任者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、不正防止対策室に関し必要な事項は、別に定める。

(予備調査の実施)

第6条 第4条第1項及び第2項による告発を受け付けた場合又はその他の理由により不正防止対策室長が予備調査の必要を認めた場合は、不正防止対策室は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 不正防止対策室は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

3 不正防止対策室は、本調査の証拠となり得る関係書類を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第7条 不正防止対策室は、告発された不正使用等が行われた可能性、告発の際に示された不正使用等が存在すると思料する理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

第8条 不正防止対策室は告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果をとりまとめ、最高管理責任者と協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

2 不正防止対策室は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

3 不正防止対策室は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

4 不正防止対策室は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第9条 不正防止対策室は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、各号に掲げる者とする。

(1) 統括管理責任者

(2) 研究費不正使用防止推進責任者

(3) 会計監査人

(4) 監事

(5) 石川県公立大学法人内部監査規程（平成23年法人規程法第40号）第4条第1項に規定する内部監査員

(6) その他統括管理責任者が必要と認めた者

3 前項第6号の委員の選定に当たっては、調査を公正に行うため、調査対象となる事案の利害関係者が委員とならないようにしなければならない。

4 調査委員会に委員長（以下「調査委員長」という。）を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 委員長は、調査委員会を主宰する。

（本調査の通知）

第10条 不正防止対策室は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に書面により、不正防止対策室に対して調査委員会委員に関する異議を申立てることができる。

3 不正防止対策室は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（調査委員会の議事）

第11条 調査委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（本調査の実施）

第12条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発において指摘された公的研究費に係る会計伝票、関係資料等の精査並びに告発者、被告発者及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

4 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

5 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について調査対象となる公的研究費の配分機関に報告、協議しなければならない。

（本調査の対象）

第13条 本調査の対象は、告発された事案に係る公的研究費のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究費を含めることができる。

(本調査中における一時的措置)

第14条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の報告を受けるまでの間、被告発者に対して調査対象制度の研究費の一時的な使用停止等の必要な措置を講じることができる。

(証拠の保全)

第15条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る公的研究費に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 調査委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第16条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る資金配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(不正使用等の認定の手続)

第17条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して90日以内に調査した内容をまとめ、不正使用等が行われたか否かの認定を行うものとする。

2 前項に掲げる期間につき、90日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、第1項の認定において、公的研究費の不正使用等が存在すると認定したときは、その内容及び悪質性、研究費の不正使用等に関与した者及びその関与の程度、不正使用の総額、その他必要な事項についても認定するものとする。

4 調査委員会は、第1項の認定において公的研究費の不正使用等が存在しないと認定したときは、当該事案に係る告発が悪意(虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発及び被告発者又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。)に基づくものであるか否かについても認定するものとする。

5 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、本条第1項、第3項及び第4項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(最高管理責任者の承認)

第18条 最高管理責任者は、前条第6項による認定結果の通知を受けたときは、速やかに内容を審査し、承認を行うものとする。

2 最高管理責任者は、調査委員会の認定結果のとおり承認するときは、その旨速やかに調査委員長に通知するものとする。

3 最高管理責任者は、調査委員会の認定結果に疑義のあるときは、調査委員会に対し再調査を指示することができる。

(調査結果の通知及び報告)

第19条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む)を告発者、被告発者及び被告発

者以外で不正使用等に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が両大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が両大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第20条 不正使用等が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第9条第2項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第21条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して30日以内に、先の調

査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に通知するものとする。ただし、30日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- 4 最高管理責任者は、前項による再調査結果の通知を受けたときは、速やかに内容を審査し、最終的な承認を行うものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の承認結果を速やかに調査委員長に通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正使用等に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が両大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。

(再発防止策)

- 第22条 不正防止対策室は、第18条第1項又は第21条第4項により、公的研究費の不正使用等が行われたと認定されたときは、認定のあった日から30日以内に再発防止策を策定するものとする。
- 2 前項の再発防止策の策定期限が、第26条第1項に定める最終報告書の提出期限をこえる場合は、最終報告書の提出期限をもって再発防止策の策定期限とする。

(研究費の使用中止)

- 第23条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等に関与したと認定された者に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(措置の解除等)

- 第24条 調査委員会は、不正使用等が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の使用停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 最高管理責任者は、不正使用等を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(不正使用等に対する措置)

- 第25条 最高管理責任者は、不正使用等が行われたと認定した場合又は告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、関係諸規程に従って関係者に処分を課するとともに、環境改善に関する必要な措置を講じるものとする。

(最終報告書)

- 第26条 最高管理責任者は、第20条第1項による不服申立期間が終了した後、又は不服申立てによる再調査が終了し、第21条第4項による最終的な認定を行った場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対し、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して210日以内に最終報告書を提出するものとする。

2 最終報告書に記載する内容は、別紙に定めるところによる。

(調査結果の公表)

第27条 最高管理責任者は、不正使用等が行われたとの認定がなされた場合には、前条第1項による最終報告書の提出の後、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 不正使用等が行われたと認定した場合において公表する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正使用等の内容
- (2) 不正に関与した者の氏名・所属
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順
- (6) その他最高管理責任者が必要と認めるもの

3 前項第2号に掲げるものについて、合理的な理由がある場合には非公表とすることができる。その場合は非公表とした理由を公表するものとする。

4 不正使用等が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表において公表する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正使用等がなかったこと
- (2) 被告発者の氏名・所属
- (3) 調査委員会委員の氏名・所属
- (4) 調査の方法・手順
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めるもの

6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、次の各号に掲げる内容を公表する。

- (1) 悪意に基づく告発と認定した理由
- (2) 告発者の氏名・所属
- (3) 調査委員会委員の氏名・所属
- (4) 調査の方法・手順
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めるもの

(告発者の保護)

第28条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 両大学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置

等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第29条 両大学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(秘密保護義務)

第30条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者及び調査委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、調査委員長及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(事務)

第31条 調査委員会の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用等に関する調査の手続き等の細目及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

- 2 公的研究費以外の研究資金の不正使用等に係る調査については、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
 - 調査に至った経緯等

- 調査
 - 調査体制
 - 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※対象者〔研究者・業者等〕 対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕）
 - ・調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究費に係る伝票、業者とのやり取りに関する各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング 等）
 - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む）、開催日時・内容等

- 調査の結果（不正使用等の内容）
 - 不正使用等に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職）、研究者番号）※共謀者を含む
 - 不正使用等が行われた経費・研究課題
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名（所属・職）、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職）、研究者番号
 - 不正使用等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ・手法
 - ・内容
 - ・不正使用等と認定した競争的資金又は基盤的経費の額及びその使途
 - ・私的流用の有無
 - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

- 調査機関がこれまで行った措置の内容
（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分

- 不正使用等の発生要因と再発防止策
 - 発生要因（不正が行われた当時の大学の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）
（※可能な限り詳細に記載すること）
 - 再発防止策